

ほけんだより

4月

令和2年 4月8日
奥多摩町立氷川小学校
校長 松下 静徳
養護教諭 薩草 志桜里

ご入学、進級おめでとうございます。

この「ほけんだより」では、保健行事のお知らせや心と体の健康に関する情報をお伝えします。ぜひお子さんと一緒にご覧になってください。

保健関係の配布物について

① 秘健康管理カード

★ お子様の健康状態を知り、児童一人一人の健康管理に役立たせるとともに、緊急時にご家庭へ連絡を取る際に必要となりますので、詳しく記入してください。

【2~6年生】

ご確認の上、変更箇所があれば、赤ペンで記入してください。保護者確認印またはサンの欄は毎年ご記入ください。

※1年生は入学式に回収しています。

②結核問診票

※1年生は入学式、2~6年生は昨年度に配布しています。

③運動器検診保健調査票

※1年生は入学式、2~6年生は昨年度に配布しています。

④心臓病検診調査票(1・4年のみ)

※1年生は入学式、4年生は本日配布しています。

⑤色覚検査申込書(4年のみ)

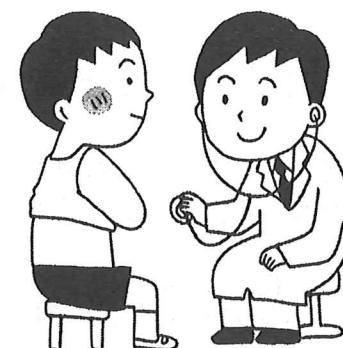
※本日配布しています。

保健関係の書類が多数ありますが、ご記入いただき、14日(火)までにご提出お願いします。



学校医の先生の紹介

内科校医	奥多摩病院 井上 大輔 先生
歯科校医	高橋スマイル歯科 高橋 恭久 先生



4月の保健行事について

14日・21日の登校日に身長・体重の計測を行います

4月に予定されていた保健行事は休校のため、延期になりました。

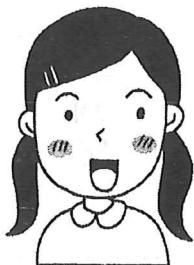
全体計測も延期となっておりますが、身長・体重のみ登校日の14日、21日に計測を行います。登校自粛の方については、学校再開後に計測します。

☆体操着には着替えません。

私服での計測になるため、トレーナーやセーターなど脱いで測ることができるよう、なるべく下に薄手のTシャツ等を着てきてください。



髪を結ぶ場合は横に結びなど、計測に影響しない髪型できしてください。



日本スポーツ振興センター災害給付金について

- 学校管理下（登下校中や、授業中、休み時間、学校行事等）のケガで病院を受診し、完治するまでに医療費の総額が5,000円以上かかった場合（一般的には健康保険で総額の7割が負担されるので、窓口での支払いが1,500円以上の場合はあります。）治療費（自己負担額の3割分と、給付金1割の計4割）が給付されます。
- 学校管理下でのケガの場合、奥多摩子ども医療証より、災害給付金制度の利用が優先となります。

※学校管理下のケガ等で、病院に受診した場合は、手続きの対象となりますので詳しい状況をお知らせください。また、後日受診をした場合にも適応となります。その際も、担任か養護教諭までご報告ください。



養護教諭の薩草志桜里です。約2年間の産休・育休をいただき、4月から復帰いたしました。以前は松本でしたが今年度より薩草（いぐさ）になります。

氷川小学校の子供達が元気に学校生活を送れるよう、お手伝いしていきます。はじめましての方も以前から私をご存じの方も、何か心配なことがありますたらお気軽に声をかけていただければと思います。どうぞよろしくお願いします。



朝の健康観察のお願い

充実した学校生活を送るため、また病気・異常の早期発見のためにも保護者のみなさまには朝の登校前にお子さんの「健康観察」をお願いしております。

今年度につきましては新型コロナウイルス対策のため、毎朝の検温、健康観察表の記入をお願いしております。ぜひその際に、新型コロナウイルスの症状以外にもいつもと様子が違うところがないか健康観察をお願いいたします。

健康観察のポイント

- すっきりと起きられたか
- 朝食は食べられたか
- 頭痛・腹痛など痛いところはないか
- 落ち込んでいる様子はないか
- その他、普段と違う様子はないか



欠席届について

- ★ 欠席の場合、必要事項を記入の上、提出してください。連続して欠席する場合は日ごとにご提出ください。(あらかじめ休みが続くとわかっている場合は、備考欄に「〇日まで」と記入いただければ、日ごとでなくても結構です。)
- ★ 足りなくなった場合は、担任の先生にご連絡いただくか、学校ホームページからダウンロードしてお使いください。
- ★ 欠席の場合、基本的には電話連絡ではなく欠席表にてお知らせください。やむおえず、電話にて欠席の連絡をする場合は授業開始時間以前にご連絡をお願いします。
→新型コロナウイルス対策のため現在はお友達を介して欠席届を届けていただくことは推奨していません。欠席届を届けられない時は電話連絡をお願いします。

学校感染症による出席停止について

・ 登校許可証

学校感染症にかかった場合は感染拡大の予防のため出席停止となります。十分休養をとり、他の人にうつさないためにも、医師による登校許可が出るまで学校を休ませてください。再登校の際には医師からの「登校許可証」が必要です。(インフルエンザ以外) 出席停止となる感染症とその出席停止基準については、右の表をご参照ください。

・ インフルエンザによる欠席届

インフルエンザの場合には、「インフルエンザによる欠席届」を保護者の方が記入し、学校へ提出していただくことで、児童の再登校は可能となります。
※用紙は学校からお渡しします。または、学校のホームページからダウンロードしてください。



学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の基準

学校感染症と休養する期間		
	病 名	期 間
第1種	エボラ出血熱、クリミ・コゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白隨炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、(MERS)に限る)、鳥インフルエンザ(H5N1,H7N9)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1, H7N9)を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(3日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	全ての発疹が、痂皮(かさぶたに)化するまで
第3種	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認められるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症(溶連菌感染症 ・ウイルス性肝炎・手足口病 ・伝染性紅斑(りんご病)・マイコプラズマ感染症・ヘルパンギーナ ・感染性胃腸炎)	条件により出席停止となる感染症であり、校長が学校医の意見を聞き期間を決定する。

夏休み・冬休み・春休み期間中に感染症にかかった場合について

夏休み・冬休み・春休み等長期休業期間中に上記の感染症にかかった場合は、休み明けに担任または保健室にかかった感染症と時期をお知らせください。

